

令和7年11月17日		
資料提供		
担当課	教育委員会	総務課 吉村(内3668 直通TEL073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和7年10月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(内匿名)
県民等	5(5)
職員等	0(0)
計	5(5)

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	1
その他	0
計	5

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある中学校の職員が、副業をしている。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、通報の事実は認められなかったとの報告を受けた。
② 県内のある住民が児童扶養手当を不正受給している。	具体的な内容が不明であるため、不受理とした。
③ 県立学校の公用車があおり運転をしていたので、嚴重注意してほしい。	調査の結果、通報の事实在が認められたため、当該校長から当該委託業者に対して厳しく指導を行ったことを確認した。
④ ある中学校のクラブ活動において、適切な休養日を設けずに活動している。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会から学校等関係者に対し「和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を周知するよう依頼した。
⑤ ある小学校の職員が勤務中に私的な目的で学校施設を使用している。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、一部通報の事实在が認められたため、所管の教育委員会から当該職員に対して、誤解を招くような行動に気をつけるよう注意したとの報告を受けた。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

3 ①⑤

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

2 ②③④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	1
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1 ①
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1 ④
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	1
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	2 ③ ⑤
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	1 ②

3 前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(9月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、以下のとおりです。

通 報 内 容		処 理 状 況
R7.9月⑤	ある県立学校の職員が学校の備品を私的に使用している。	調査の結果、通報の事実が認められたため、県教育委員会から当該職員に対して厳重な処分を行った。
R7.9月⑥	ある県立学校が生徒に行った特別指導に不満がある。	当該校から、生徒に行った特別指導は適切であり、その後の見守りも行っている旨、報告があった。